

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：アーバン協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 櫻井 健司
- (3) 所在地：三重県亀山市野村町 1789 番地 16

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を、三月に一回以上の頻度で実施していなかったこと、及び出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で、虚偽の文書を外国人技能実習機構に提出したことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号（技能実習法第 25 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 39 条第 3 項））に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する許可取消しの内容】

- 1 許可取消しを行った監理団体
 - (1) 監理団体名：日本国際産業人材協同組合
 - (2) 代表者職氏名：代表理事 高山 輝美
 - (3) 所在地：福岡県福岡市中央区大名二丁目4番38-902号

- 2 処分内容
技能実習法第37条第1項第1号及び第5号の規定に基づき、令和5年3月22日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

- 3 処分理由
傘下実習実施者に対する技能実習計画の作成指導に関し、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させていないこと、及び外国人に不正に出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定による許可を受けさせる目的で、偽造された文書を地方出入国在留管理局に提出したことから、技能実習法第37条第1項第1号（技能実習法第25条第1項第2号（技能実習法第39条第3項））及び第5号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：異業種パワー協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 中西 幸雄
- (3) 所在地：徳島県小松島市田野町字本村 32 番地の 1

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：茨城西南異業種相互協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 諏訪 守
- (3) 所在地：茨城県結城郡八千代町菅谷 514 番地 2

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下実習実施者が技能実習法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の監査報告書を外国人技能実習機構に提出したことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：ケーヨービジネス交流協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 堀越 大揮
- (3) 所在地：千葉県成田市花崎町 758 番地 41

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

技能実習法に定める外国の送出機関としての要件を満たさない機関（SONG HONG INTERNATIONAL HUMAN RESOURCE AND TRADING JOINT STOCK COMPANY）から団体監理型技能実習の申し込みの取次ぎを受けたことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：F O K S協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 佐野 誠司
- (3) 所在地：三重県亀山市本町三丁目7番20号

2 処分内容

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和5年3月22日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下実習実施者に対し、法令に従った適切な技能実習計画の作成指導を行っていないことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：浅井 博
- (2) 代表者氏名：浅井 博
- (3) 所在地：岐阜県大垣市中川町二丁目 96 番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5 件）

- 平成30年 8 月 21 日 認定「認1806031544」
同年 9 月 27 日 認定「認1806039828」「認1806039829」
令和元年 10 月 17 日 認定「認1906038734」「認1906038735」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、並びに出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 3 号（技能実習法第 10 条第 2 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社アーネストロード
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 酒井 裕馬
 - (3) 所在地：滋賀県大津市大石龍門6丁目3番10号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）
令和2年3月26日認定「認1908041111」「認1908041112」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和5年3月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
入国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させたことから、技能実習法第16条第1項第2号(技能実習法第9条第2号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社アパレルエム
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 宮村 優
- (3) 所在地：新潟県新発田市佐々木 59 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（17 件）

- 平成30年 8 月13日認定 「認1805004176」 「認1805004177」 「認1805004178」
令和元年 8 月26日認定 「認1905003437」 「認1905003438」 「認1905003439」
同年 9 月20日認定 「認1905003000」 「認1905003001」 「認1905003002」
令和 2 年10月12日認定 「認2005003828」 「認2005003829」
同年10月22日認定 「認2005004286」 「認2005004287」 「認2005004288」
令和 3 年 8 月11日認定 「認2105001133」 「認2105001134」 「認2105001135」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：王子コンテナ株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 関野 和貴
- (3) 所在地：東京都中央区銀座五丁目 12 番 8 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（33 件）

- 令和元年10月7日認定「認1904045307」
同年10月11日認定「認1904042622」「認1904042623」
同年11月14日認定「認1904057606」「認1904057607」「認1904057608」
「認1904057609」
令和2年3月3日認定「認1904087381」「認1904087382」
同年3月10日認定「認1904089101」「認1904089102」「認1904089103」
「認1904089104」「認1904089105」「認1904089106」
「認1904089107」「認1904089108」
令和3年6月30日認定「認2104006483」「認2104006484」「認2104006485」
同年8月16日認定「認2104012271」「認2104012272」「認2104012273」
「認2104012274」「認2104012275」「認2104012276」
「認2104012277」「認2104012278」
同年9月14日認定「認2104015686」「認2104015687」
同年9月30日認定「認2104018015」「認2104018016」
同年11月26日認定「認2104030922」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年3月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：大岡技研株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 大岡 由典
- (3) 所在地：愛知県豊田市高岡町秋葉山1番地1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（113件）

平成31年4月9日認定 「認1806067055」 「認1806067056」 「認1806067057」
「認1806067058」

令和元年6月12日認定 「認1906004811」 「認1906004812」 「認1906004813」
「認1906004814」 「認1906004815」 「認1906004816」
「認1906004817」 「認1906004818」 「認1906004819」

同年8月14日認定 「認1906020475」 「認1906020476」 「認1906020477」
「認1906020478」

同年9月11日認定 「認1906023583」 「認1906023584」 「認1906023585」
「認1906023586」

同年9月24日認定 「認1906030610」 「認1906030611」 「認1906030612」
「認1906030613」 「認1906030614」

同年10月23日認定 「認1906034716」 「認1906034717」 「認1906034718」
「認1906034719」 「認1906034720」 「認1906034721」

令和2年1月10日認定 「認1906055226」 「認1906055227」 「認1906055228」
「認1906055229」 「認1906055230」 「認1906055231」

同年2月17日認定 「認1906062428」 「認1906062429」 「認1906062430」

同年2月25日認定 「認1906063566」 「認1906063567」 「認1906063568」
「認1906063569」 「認1906063570」 「認1906063571」

同年3月30日認定 「認1906069927」 「認1906069928」 「認1906069929」
「認1906069930」

同年5月12日認定 「認1906072550」 「認1906072551」 「認1906072552」
「認1906072553」

同年5月22日認定 「認2006004000」 「認2006004001」 「認2006004002」
「認2006004003」 「認2006004004」 「認2006004005」
「認2006004006」 「認2006004007」

同年8月12日認定 「認2006017497」 「認2006017498」 「認2006017499」
「認2006017500」

令和3年1月18日認定 「認2006036522」 「認2006036523」 「認2006036524」
「認2006036525」 「認2006036526」 「認2006036527」

同年2月10日認定 「認2006041116」 「認2006041117」 「認2006041118」
「認2006041119」 「認2006041120」 「認2006041121」

同年3月12日認定 「認2006043719」 「認2006043720」 「認2006043721」
「認2006043722」

同年3月19日認定 「認2006044078」 「認2006044079」 「認2006044080」
「認2006044081」 「認2006044082」 「認2006044083」
「認2006044084」 「認2006044085」 「認2006044086」

同年 4 月 19 日 認定 「認2106000350」
同年 9 月 27 日 認定 「認2106013045」 「認2106013046」
同年 10 月 15 日 認定 「認2106014816」 「認2106014817」 「認2106014818」
同年 10 月 22 日 認定 「認2106015019」 「認2106015020」 「認2106015021」
「認2106015022」
同年 11 月 8 日 認定 「認2106017609」 「認2106017610」 「認2106017611」
同年 12 月 7 日 認定 「認2106019837」 「認2106019838」 「認2106019839」
「認2106019840」
同年 12 月 17 日 認定 「認2106025031」 「認2106025032」 「認2106025033」
「認2106025034」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号(技能実習法第 10 条第 9 号)及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

(1) 実習実施者名：有限会社金盛電装

(2) 代表者職氏名：代表取締役 金盛 直記
代表取締役 金盛 健一

(3) 所在地：熊本県球磨郡あさぎり町免田西 2267 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (41 件)

平成30年 9 月 28 日 認定 「認1813007729」 「認1813007730」 「認1813007731」
「認1813007732」 「認1813007733」 「認1813007734」
同年10月19日 認定 「認1813008998」 「認1813008999」
同年11月22日 認定 「認1813008783」 「認1813008784」 「認1813008785」
「認1813008786」 「認1813008787」
同年11月30日 認定 「認1813010684」 「認1813010685」 「認1813010686」
「認1813010687」
令和元年 5 月 28 日 認定 「認1913000546」 「認1913000547」
同年 8 月 23 日 認定 「認1913006081」
同年 9 月 12 日 認定 「認1913006251」 「認1913006252」 「認1913006253」
「認1913006254」
同年10月21日 認定 「認1913008170」 「認1913008171」 「認1913008172」
「認1913008173」 「認1913008174」 「認1913008175」
同年11月11日 認定 「認1913009080」 「認1913009081」
令和 3 年 3 月 29 日 認定 「認2013007393」 「認2013007394」 「認2013007395」
「認2013007396」 「認2013007397」 「認2013007398」
「認2013007399」 「認2013007400」 「認2013007401」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、並びに外国人技能実習機構の職員に対し虚偽の帳簿書類を提示及び虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社川合開発
- (2) 代表者職氏名：取締役 佐伯 泰紀
- (3) 所在地：北海道日高郡新ひだか町静内川合 250 番地の 20

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和2年7月31日認定「認2001001925」「認2001001926」「認2001001927」
令和3年2月22日認定「認2001007743」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和5年3月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社グレース
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 谷川 宗男
 - (3) 所在地：新潟県新発田市西園町一丁目 3 番 8 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）
 - 令和元年 8 月 15 日認定「認1905003391」「認1905003392」
 - 同年 9 月 19 日認定「認1905003121」「認1905003123」
 - 令和 2 年 10 月 22 日認定「認2005004284」「認2005004285」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社グローバル
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 谷川 宗男
 - (3) 所在地：新潟県新発田市大手町二丁目 6 番 16 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7件）
 - 令和元年 8 月 9 日認定「認1905003393」「認1905003394」「認1905003395」
 - 同年 9 月 18 日認定「認1905003143」
 - 令和 2 年 10 月 22 日認定「認2005004299」「認2005004300」「認2005004301」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社CORE
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 諏訪 博之
 - (3) 所在地：茨城県結城郡八千代町大字若 1806 番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
令和元年8月23日認定「認1903002970」「認1903002971」「認1903002972」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和5年3月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社サクピス
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 中田 将司
- (3) 所在地：三重県鈴鹿市御園町 12 街区の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10 件）

- 平成31年 1 月 7 日認定 「認1806059222」「認1806059223」「認1806059224」
「認1806059225」
令和 2 年 1 月 8 日認定 「認1906053957」「認1906053958」
同年 4 月 3 日認定 「認1906061747」「認1906061748」「認1906061749」
「認1906061750」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社サンエス
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 西本 勲
- (3) 所在地：愛知県北名古屋市中之郷八反2番地1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（22件）

- 平成30年8月13日認定 「認1806027702」 「認1806027703」
同年8月22日認定 「認1806009100」 「認1806009101」
令和元年8月16日認定 「認1906025729」 「認1906025730」 「認1906025734」
「認1906025735」 「認1906025736」 「認1906025737」
「認1906025738」 「認1906025739」
同年9月11日認定 「認1906023430」
令和2年9月25日認定 「認2006024062」 「認2006024063」 「認2006024064」
同年10月2日認定 「認2006024065」 「認2006024066」
同年10月16日認定 「認2006025845」 「認2006025846」 「認2006025847」
「認2006025848」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年3月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社スガテック
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 菅沼 英一
 - (3) 所在地：愛知県蒲郡市拾石町三田 13 番地 6

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1 件）
令和 2 年 8 月 3 日認定「認2006015506」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
出入国管理及び難民認定法違反により、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社高松製菓
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 川田 康二
 - (3) 所在地：徳島県徳島市金沢二丁目 5 番 80 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

平成30年 6 月21日認定「認1810002097」「認1810002098」「認1810002099」
令和元年 5 月29日認定「認1910000087」「認1910000088」「認1910000089」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：高松チキンフーズ株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 土井 龍治
- (3) 所在地：香川県高松市塩上町1丁目4番24号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（15件）

平成30年6月4日認定「認1810001209」「認1810001210」「認1810001211」
同年8月28日認定「認1810003880」「認1810003881」「認1810003882」
令和元年7月3日認定「認1910001390」「認1910001391」「認1910001392」
同年8月15日認定「認1910001827」「認1910001828」「認1910001829」
令和2年8月24日認定「認2010001049」「認2010001050」「認2010001051」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第5号の規定に基づき、令和5年3月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ときみ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 櫛山 時美
- (3) 所在地：鹿児島県鹿屋市下祓川町 3596 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

令和3年6月2日認定「認 2113000541」「認 2113000542」「認 2113000543」
「認 2113000544」「認 2113000545」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和5年3月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法違反により、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社広島農産食品
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 三宅 宣生
代表取締役 三宅 徳昌

(3) 所在地：広島県福山市箕沖町 47 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（15 件）

平成31年 1 月 18 日 認定 「認1809022978」 「認1809022979」 「認1809022980」
「認1809022981」 「認1809022982」 「認1809022983」

令和元年 5 月 17 日 認定 「認1909000094」 「認1909000095」 「認1909000096」

同年 12 月 18 日 認定 「認1909020315」 「認1909020316」 「認1909020317」
「認1909020318」 「認1909020319」 「認1909020320」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：三浦装業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 井村 友幸
- (3) 所在地：新潟県新潟市南区大通南一丁目 164 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (27 件)

平成30年 6 月 1 日認定 「認1805001437」 「認1805001438」 「認1805001439」
同年 7 月 17 日認定 「認1805003368」 「認1805003369」 「認1805003370」
令和元年 6 月 18 日認定 「認1905001646」 「認1905001647」 「認1905001648」
同年 7 月 18 日認定 「認1905002473」 「認1905002474」 「認1905002475」
令和 2 年 7 月 7 日認定 「認2005002030」 「認2005002031」 「認2005002032」
同年 7 月 10 日認定 「認2005002083」 「認2005002084」 「認2005002085」
同年 10 月 26 日認定 「認2005004175」
令和 3 年 9 月 9 日認定 「認2105001333」 「認2105001334」 「認2105001335」
同年 11 月 5 日認定 「認2105002431」 「認2105002432」 「認2105002433」
令和 4 年 1 月 18 日認定 「認2105003557」 「認2105003558」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社湯浅建設工業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 湯浅 真亜久
- (3) 所在地：千葉県松戸市串崎新田 9 番地 3

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

令和 2 年 11 月 16 日 認定 「認2004043979」「認2004043980」「認2004043981」

同年 11 月 18 日 認定 「認2004045864」

令和 3 年 12 月 10 日 認定 「認2104032896」「認2104032897」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、及び出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 2 号及び第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：吉田実業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 吉田 信彦
- (3) 所在地：兵庫県神戸市西区福吉台二丁目 8 番地の 13

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（18 件）

平成30年 6 月12日認定 「認1808005542」「認1808005543」「認1808005544」
「認1808008243」「認1808008244」「認1808008245」
同年 8 月 8 日認定 「認1808017024」「認1808017025」「認1808017026」
同年10月 1 日認定 「認1808023082」「認1808023083」「認1808023084」
令和元年 6 月18日認定 「認1908008124」「認1908008125」「認1908008126」
同年10月 8 日認定 「認1908023964」「認1908023965」「認1908023966」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 5 年 3 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：林光土建株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 林 東吉
- (3) 所在地：愛知県豊橋市牟呂町字大塚 75 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

平成30年2月5日認定「認1706006990」「認1706006991」
平成31年1月4日認定「認1806058543」「認1806058544」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和5年3月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。